

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

内閣府（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害等の大規模災害時において、甲の指定した重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において共有し有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、非定形的な燃料供給に政府が関与する場合において、その枠組みにおける甲の指定した重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行った災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報といいます）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の展開・共有)

第7条 乙は、甲から提供された設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2. 甲は、乙が経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、これを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の管理)

第8条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(設備等情報の利用)

第9条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、政府が関与して非定形的な燃料供給が実施されることとなった場合、並びにそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用又は流用しないものとする。

(有効期間)

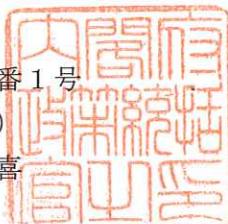
第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法に基づく政府関与の制度が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月28日

甲 東京都千代田区永田町一丁目6番1号
内閣府政策統括官（防災担当）

加藤 久喜



乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟

専務理事 奥田 真弥

